

■ 趣 旨 ■

入間市では、市民の皆様に野菜や草花等の栽培や、土や緑など自然とのふれあいを通して農業に対する理解を深めていただくために、市民農園を開設しています。

この市民農園は収穫の喜びを味わうことはもとより、家族や市民相互のふれあいの場として御利用ください。

■ 募 集 内 容 ■

◆ 募集する農園・区画数

- (1) 東町市民農園 89区画（1区画約30㎡）
- (2) 藤宮市民農園 115区画（1区画約40㎡）

◆ 貸付条件

- (1) 市内在住の方
- (2) 1世帯につき、東町、藤宮、中神、西武いずれかの農園の1区画

※1世帯1通の申し込みとし、複数の申し込みをした場合は無効といたします。

◆ 貸付期間

2年間 【令和8年（2026年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日】

◆ 利 用 料

1年間 6,000円

◆ 募集期間

令和8年1月5日（月）～1月19日（月）（郵送による申し込みは当日消印有効）

◆ 申込方法

申込は、郵送（封書。任意の用紙にご記入ください）、メール、専用申込フォーム、窓口のいずれかからお申込みください。

【郵送・メールの場合】

- ①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④希望農園（東町・藤宮市民農園どちらか）、⑤現在農園を利用されている方は利用農園、区画、継続利用希望の有無を記入
- ⑥身分証の写し（氏名と市内在住が確認できるもの。運転免許証、マイナンバーカード等）を同封または画像を添付し、市役所農業振興課へお申し込みください。

【窓口にお越しいただく場合】

氏名と住所が確認できる身分証明書をコピーしてお持ちください。

◆ 申込先

・ 郵送の場合

あて先 〒358-8511
入間市豊岡 1-16-1
入間市農業振興課

・ メールの場合

メール送信先 ir243000@city.iruma.lg.jp

※添付ファイルは合計5メガ以下としてください。

※ir243000@city.iruma.lg.jpからのメールは受信できるように設定してください。

・専用申込フォームの場合

QRコード→



URL <https://logoform.jp/form/7Bob/1353556>

※添付ファイルは5メガ以下としてください。

※ir243000@city.iruma.lg.jpからのメールは受信できるように設定してください。

◆ 利用者（区画）の決定方法

希望農園ごとに抽選を行います。

(1) 抽選を行い、当選順に利用区画を決定します。

※現在、東町及び藤宮市民農園をご利用の方が当選した場合、その区画を継続利用いただけます。継続利用希望の有無を、お申し込みの際、記入してください。

(2) 申込数が区画数を上回った場合は落選された方のキャンセル待ちの順番も抽選で決定します。

◆ 抽 選 会

公開抽選会はありません。厳正なる抽選に基づき当選者を決定いたします。結果につきましては、2月上旬にお知らせいたします。結果通知到着後、辞退する場合は2月20日(金)までにお知らせください。

◆ 利用許可書の交付

各市民農園の当選者には、3月中旬から下旬に利用許可書を交付（郵送）いたします。

◆ 利用料の納入

利用が決定した方には、4月中旬頃に『利用料納入通知書』を送付いたします。利用料（1年ごと）は指定された期日（5月中旬頃）までに必ず納入してください。

◆ 個人情報の取扱いについて

申し込みにより取得した個人情報は、市民農園の運営・管理のために利用します。

参 考

◆ 抽選方法

以下の流れにて各市民農園の区画を決定していきます。

1. 区画数分の当選者を決めます。
2. 当選者の中から継続利用者の確認をし、区画を決めます。
3. 継続利用者以外の方の区画を No.1（東町は No.3）から順に割り振ります。
4. 最後にキャンセル待ちの順番を抽選順に決めます。

【区画決定の方法例】

継続利用者の区画が3、7、22、30・・・区画の場合、一番最初の当選者

の方が1区画、次の方が2区画、そして3区画が継続利用ですので、順次4、5、6区画と続き、7区画が継続利用ですので、その次の方は8区画と決まっています。

★★★ 利用上の注意 ★★★

1. 利用上の制限

(1) 栽培作目の制限

野菜、草花以外の栽培はできません。永年性作物、果樹類の栽培は禁止します。

なお、やまいもの栽培も隣地農地にツルから種(ムカゴ)が落ちるため禁止します。

(2) 行為の禁止

- ① 建物及び工作物を設置すること
- ② 営利を目的として作物を栽培すること
- ③ 農地を第三者に転貸すること

2. 維持管理について

(1) ゴミの処理

ごみ箱等は園内にはありません。ゴミや収穫後の野菜くずは必ず持ち帰ってください。

(2) 除草はこまめにしてください。隣接区画の方に迷惑をかけるだけでなく、害虫発生 の原因にもなります。なお、農薬等の使用は極力控えてください。

(3) 農園施設（堆肥置場、園路、駐車場、トイレ等共用の場所）の清掃・除草は、区画 番号順で割り振らせていただきます（年1回1ヶ月間）。担当になる前の月の下旬に 通知を送らせていただきますので、管理をお願いします。

3. 農園を途中で利用できなくなった、あるいは利用契約解除の場合

(1) 病気、転居、その他の事情により農園を途中で利用できなくなった場合は事前に農 業振興課にご連絡をお願いいたします。

(2) 耕作区画の放棄などにより他の利用者に迷惑をかける場合は勧告を行い、是正さな い時は、利用を解除させていただきます。

(3) 上記(1)、(2)の場合、利用料金は原則として返金することはできません。また、耕 作を中止するときは除草するなど区画を元の状態に回復させた上で返却してくださ い。病気等に対応できない場合はご自身で業者等への委託をお願いします。市職員 では対応できかねますのでご了承ください。

- (4) 市民農園は市が地主の方から借地している土地です。利用期間中であっても地主の方の都合、その他やむを得ない事情が発生した場合、直ちに利用を中止し返還していただきますので、ご了承ください。
- (5) 上記(4)の場合、利用料金は月割計算にて返金します。なお、月途中で返還となった場合は年額 6,000 円を日割計算にて算定し返金します。

4. その他

- (1) 農具、資材等は各自用意をしてください。農具収納庫はスペースが限られています。一人でも多くの利用者が収納庫を利用できるよう、必要最小限のもの(農具・長靴等)だけを置くようにし、それ以外は極力持ち帰るか、区画からはみださないように注意の上、ご利用の区画の中に置くようにしてください。また、鍵の閉め忘れには十分注意してください。
- (2) 火気の使用等は禁止です。他の利用者に迷惑のかかる行為は慎んで頂きますようお願いいたします。
- (3) 農園内は禁煙です。
- (4) 令和8年度より堆肥置場への堆肥の設置は無くなりますのでご自身で用意していただくようお願いいたします。